

日本司法支援センター 年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
		B			
評価に至った理由	項目別評価では、一部の項目にA又はC評価があるものの、重要度「高」又は難易度「高」とされた業務を含めて、全般的にはB評価が大多数を占めており、中期目標の達成に向けておおむね順調な組織運営が行われていること、また、全体の評価を引き下げるべき事象もなかったことから、「日本司法支援センターの業務実績評価に係る基本方針」に基づきB評価とした。				
2. 支援センター全体に対する評価					
支援センター全体の評価	<p>事務所の存置等（項目1－4）については、新規設置には至っていないものの、統合・廃止を複数か所実現させており、一定の成果を出している。</p> <p>民事法律扶助業務の質の向上（項目2－8）については、関係機関との連携を更に強化し、出張相談の活用等により利用者の利便性を高めながら、高齢者等に対する新たな法的援助を適切に実施するとともに、大規模災害にも迅速かつ適切に対応している。</p> <p>適切な犯罪被害者支援・援助の実施（項目2－11）については、職員への研修等が適切に実施され、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士数も前年度より増加するなど、適切な支援体制の整備が着実に進んでおり、DV等被害者に対する新たな法的援助も適切に実施されている。</p> <p>一般管理費及び事業費の効率化（項目3－13）については、効率化減が反映された予算の範囲内での予算執行を着実に達成している。</p> <p>民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等（項目4－18）については、各種取組の着実な実施により、前年度を上回る高い償還率を実現している。</p> <p>情報セキュリティ対策（項目5－22）については、CSIRTの設置等、各種情報セキュリティ対策を着実に推進させる取組を実施している。</p> <p>業務内容の周知を図る取組の充実（項目5－23）については、ホームページの閲覧数が前年度を下回ったものの、名称認知度及び業務認知度はいずれも過去最高値を達成している。</p> <p>その他の項目についても、おおむね所期の目標を達成していると認められ、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。</p>				
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。				

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	<p>(項目別評定で指摘した課題、改善事項)</p> <p>職員の採用及び配置等(項目1-2)については、常勤弁護士の十分な採用ができておらず、未配置地域も複数存在し、その解消の目処が立っていないことなどから、次年度以降の進捗に向けて、更に取組を進める必要がある。</p> <p>事務所の存置等(項目1-4)については、統合・廃止は実施したものの、新規設置には至っていないため、司法過疎対策を後退させることのないよう、新規設置に向けた検討についても積極的に進めるなど、更なる取組を進める必要がある。</p> <p>法教育事業(項目2-7)については、更なる充実を図るため、受講者等のアンケート結果を分析するなどして更なる課題や目標を設定することや、高齢者への法教育の在り方、法教育教材の充実化等についても検討する必要がある。</p> <p>民事法律扶助業務(項目2-8)については、更なる質の向上のため、特定援助対象者法律相談援助における公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート等との連携も更に強化し、また、巡回法律相談等をより積極的に活用するなどして、潜在的なものをも含めた需要を満たす取組を推進する必要がある。</p> <p>司法過疎対策業務(項目2-10)については、指定相談場所相談も更に活用するなどして、司法過疎対策を推進する必要がある。</p>
その他改善事項	特に記載すべき事項はない。

4. その他事項	
監事等からの意見	特に記載すべき事項はない。
その他特記事項	特に記載すべき事項はない。